・事件の概略

被告人は、同居家族の母親と妹に日頃から邪魔者扱いされており、

事件当日、被告人は、夕食を残してもらえず、床を敷いてもらえなかった。

そのため、殺意を抱き、二人を殺害した。

・死刑制度は憲法違反か

昭和２３年３月１２日大法延判決

1. ３６条　公務員による拷問及び残虐な刑罰は絶対にこれを禁ずる　に

死刑が当たるか。

→現代国家では、刑罰の種類として死刑を認めるかどうか、いかなる罪質に対して死刑を科すか、またいかなる方法手続をもって死刑を執行するかを法定している。

よって、死刑判決は法定の方法手続に従って現実に執行せられる。

1. １３条　すべての国民は個人として尊重せられ、生命に対する国民の権利については、立法その他の国政の上最大の尊重を必要とする　に反しないか。

→１３条では同時に公共の福祉という基本的原則に反する場合は、生命に対する国民の権利といえども立法上制限乃至剥奪される。

→３１条では国民個人の生命の尊貴といえども、法律の定める適理の手続によって、これを奪う刑罰をかせられる。